

# 料金表

利用料金は、要介護度に応じた介護費用等の自己負担額（1割～3割）と居室・食事に係る自己負担額（第1段階～第4段階）の合計金額となります。

■ 1か月（30日）あたりの利用料の目安【ユニット型個室】

単位：円

要介護度	限度額段階/ 負担割合		介護費用	諸加算費用	居住費 (個室料)	食費	日額	月額（30日）
要介護3	第1段階		815	56	820	300	1,991	59,730
	第2段階					390	2,081	62,430
	第3段階①				1,310	650	2,831	84,930
	第3段階②					1,360	3,541	106,230
	第4段階	1割負担			2,006	1493	4,370	131,100
		2割負担					1,630	109
3割負担		2,445	163	6,107			183,210	
要介護4	第1段階		886	56	820	300	2,062	61,860
	第2段階					390	2,152	64,560
	第3段階①				1,310	650	2,902	87,060
	第3段階②					1,360	3,612	108,360
	第4段階	1割負担			2,006	1493	4,441	133,230
		2割負担					1,772	109
3割負担		2,658	163	6,320			189,600	
要介護5	第1段階		955	56	820	300	2,131	63,930
	第2段階					390	2,221	66,630
	第3段階①				1,310	650	2,971	89,130
	第3段階②					1,360	3,681	110,430
	第4段階	1割負担			2,006	1493	4,510	135,300
		2割負担					1,910	109
3割負担		2,865	163	6,527			195,810	

※特養入居は要介護3からとなります

※制度改正により金額が変更となることがあります

※諸加算費用は「個別機能訓練加算」「サービス提供体制強化加算」「夜勤職員配置加算」

「看護体制加算Ⅰ2」「栄養マネジメント加算」

■その他の料金：職員配置体制で加算される項目ならびに該当入居者に追加される項目

項目	日額			内容
	1割	2割	3割	
①初期加算	31	62	93	新規入居から30日間
②入院・外泊加算	253	506	758	入院・外泊の間、一か月6日間までの加算
③口腔衛生管理体制加算	31	62	93	月1回のみ加算
④療養食加算	7	13	19	医師の指示により食事調整が必要な方
⑤日常費用支払い代行代	100			全入居者対象
⑥テレビ使用電気代	50			居室にお持込になる方のみ
⑦冷蔵庫使用電気代	50			居室にお持込になる方のみ
⑧事務代行費	1,000			ご依頼いただく場合のみ

上記のほか、加算の基準に適合していると県に届け出している加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%

■介護保険負担割合について

介護保険サービスを受けるときには、介護保険被保険者証に記載されている利用者負担割合に応じて、サービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。

■介護保険負担限度額認定について

居住費・食費についてはご本人による負担が原則ですが、ご本人および世帯を共にしている方の収入により、負担軽減する制度です。

※第1段階・・・市民税非課税世帯で老齢福祉年金・生活保護を受給されている方

※第2段階・・・市民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額が年間80万円以下の方

※第3段階①・・・市民税課税世帯で、特例減額措置が適用され年金等収入が80万円超120万円以下の方

※第3段階②・・・市民税課税層で、特例減額措置が適用され、年金等収入が120万円超の方

※第4段階・・・上記以外の方